

フランスに於ける政教分離とカトリック学校

岩下 きよ子

序

日本教育界に於ける政教分離の問題は教育と宗教の分離（即ち公立学校においては宗派的宗教々育を行わない）として普遍取扱われている。各国に於けるこの問題を歴史的に考察してみる時に、それは大体次の如き過程及び形態をとつて現われてきている。

(1) 教育の国家統制

近世国家の発達と共に教育の組織化、統制が必然的となつてくる、これにつゞき

(2) 国立又は公立学校制度

国家が教育を管理するようになる、と教育事業の負担を一般國民に課する事となり、尙教育が一般人に対して義務となればそこに義務教育の無償が必要となる。

(3) 公立学校と宗教

一定の国教を有する国家に於ては公立学校に於て宗教を中心として起る諸問題の解決は困難でない。しかし現

代国家の大多数が信仰の自由を認める以上、義務教育を公立学校に於て実施する時、一定の宗派宗教を正課に取り入れる事は右の自由否定の如き形となる。しかし如何なる宗派にも属せず一定の信條を有しない宗教は存在しない故、宗教を教育から全く切り離しては純然たる無宗教教育とならざるを得ない。こゝに社会の宗教々育要諦と相俟つて公立学校に於ける宗教々育に様々の問題を提出し各国様々の形で解決せんとすることになる。

(4) 公立学校と私立学校

国家の私立学校に対する態度は国情により時代によつて異なるが、今こゝで研究の対象とするカトリック学校教育はその性質からしてカトリックの原理、精神に基いた教育である故に宗教を離れては考えられぬ教育である。一定の宗教信念に基いて教育を行なう私立学校が政府の認可を得てその国の教育上何らかの貢献をなす場合に起る問題は政府の補助、宗教を正課として課すること等である。

古くからカトリック国と目せられ「教会の長女」と呼ばれたフランスにおいて、革命以来この問題が如何に取扱われ、今日如何に解決されつゝあるかを歴史的に考察するのが本論の目的であり、次の如き段階を以て考察を進めたいと思う。

I フランス革命と教育

- (1) 政教分離の原因
- (2) 国家の学校統制
- (3) ナポレオンと帝国大学

II カトリックの教育自由獲得

- (1) カトリック自由党
 - (2) ギゾー Guizot と初等教育
 - (3) ファールー Falloux と中等教育
 - (4) マクマオン MacMahon と高等教育
 - (5) フランスの公立学校に於ける宗教
- III 廿世紀に於けるカトリック学校
- (1) 教育事業をなす修道院の閉鎖
 - (2) 第一次世界大戦とD・R・A・C
 - (3) 現 状

I フランス革命と教育

(1) 政教分離の原因

フランスにあつて、まず政教分離という問題は、実際に従来提携一致して来た政府と教会との分離を意味している。十七世紀のフランスは全くカトリック王国で「教会の長女」と呼ばれ、国民の生活もカトリックを離れては考えられなかつた。しかるに百年も経たぬうちにすべての教会が破壊され何百という教にのぼる修道院が閉鎖され、パリのノートル・ダムの大聖堂の祭壇には理性の女神が礼拝されるに至る。しかも、それは十七世紀のクラシカルな考え方のすべてを制禦する理性としてよりはむしろ激情の表現の如き理性である。先に考察したマダム・ド・マントノ

Madame de Maintenon がハリーの大司教に宛て、認めた手紙の一節に「宮廷では宗教はよく理解されておりません。人々は自身の都合のよいようにこれを解釈し、その教訓に従つて己を禦して行こうとはいたしません。その外面的な形式にこだわら、内なる精神を体そうともしません。王様も断食を決して破る事等は遊ばしませんが、へり下つて眞の痛悔の精神を心を持つべきである事等はおわかりになりません」と¹。

この一句の中に当時の多くの人々の態度がよく窺われると思う。十七世紀のフランスではカトリックはフランス國民の生活にかくべからざる要素で一五一五年、フランソワ一世が教皇レオ十世とコンコルダートを結んで以来、カトリックは国教となり、カトリック信徒のみが民権を有し、洗礼なくしては子供も登録されず、教会での婚姻の秘蹟によらない結婚は公けに認められない事となつたが、十七世紀の末葉には多くの場合宗教が社会的な習慣または単に伝統的な形式となつて、信仰の眞の精神からは遠ざかつていた。しかし何故フランス革命によつて教会が政治から全く切り離されるに至つたかを理解するには十八世紀のフランスに於ける教会の社会的地位、精神的、物質的状况を知る必要がある。こゝでは主原因である社会的・物質的側面のみを見ることとする。

フランス革命前のフランス教会は確固たる公立団体で聖職者は特権階級として貴族階級の上に位し、独立的な一団体であつた。高位聖職者はすべて貴族の家格で神の権威ある代表者として最高の尊敬をもつて取扱われた。巧みな諷刺をもつて信仰について嘲弄することは許されてもこの特権階級を攻撃することは酷しく罰せられた。議會に於ても聖職者は別個の集會を有し、司法的にも独立していた。教会の領地は广大で收入も莫大であつたが免税の特権を有し政府に対しては単に毎年集會で決定する任意的な寄贈を行ふのみであつた。かつ高位聖職者は國家の政治的面に密接に連関し、フランス國民の眼には「祭壇と王座は二つの分つべからざる表徴」であつた。

故に王座が攻撃されば祭壇も共に攻撃され、貴族階級が危険にさらされる時は他の特権階級である聖職者も同様の危惧を感ずるのであつた。しかし革命指導者もフランス人である限りその血の中に流れている伝統的なものを容易にふりすてることは出来なかつた。故に革命の初期、人権宣言を発した際には単に特権のみを停止し、教会へ納める租税を廃したのであつた。また宗教を否定したわけではなく教会の礼拝に必要な財産以外のもののみを没收した。しかるに革命が進行するにつれ、政府は財政上の困難を来たしヒレア・ベロック Hilaire Belloc が説明したように「政府が容易に且つ即座に、手に入れる事の出来た富は教会の財産以外になかつた」ので教育事業または慈善事業にたずさわつていなかつた修道会の土地、財産を没收し、その結果これらの修道院は閉鎖された。その上教会を国家統制の下に置くため一七九〇年には *Constitution civile du clergé* (聖職者俗権任命法) が定められ、すべての聖職者は新しい法律に服従する誓約を要求された。事実が明かでなかつたために始め聖職者の三分の一はこれを行なつたが翌年ピオ六世がそのあやまりを指摘した後は、既に誓約を行なつた者もこれを取消した。それらは *refractory* 違反者として処刑された。次いでオーストリア、ロシアが革命党に対して宣戦すると革命指導者達は宗教そのものに対して憎悪の態度を示し、離婚を法律化し、生産、結婚、死亡届等を政府の手に奪つた。王ルイ十六世の処刑と共に革命は全く反キリスト教的なものとなり、マラー Marrat, ダントン Danton はキリスト教を禁じ祭壇を破壊し国祭日であつた教会の祝日を廃止し、理性の女神がノートル・ダムに祭られた。しかしロベスピエール Robespierre がダントンに代ると少くとも神及び摂理、霊の不滅等の信仰はとりもどされ教会の礼拝も漸次容認されて一八〇一年ナポレオンはピオ七世とコンコルダトを結び、信仰の自由が復興されたが、聖職者階級に対する憎悪あるいは反キリスト教的精神は依然強く、またガリカニズムが教会内に相当の勢力をふるつた。

(2) 国家の学校統制

次にかくの如き政治的状況の下においてこれまで主として修道院によつて管理されて来た教育が如何なるものとなつたかを考察したい。

一七九三年、当時の政府コンヴァンション La Convention は従来の教育機関バリー大学を解散し、革命の一つの結果として教育の国家統制、俗化を行うようになるが、それ以前一七六二年に既に学制革命が始つていたとみてもよいであらう。教会に代つて国家が学校の設立、補助を行ない、学校の保護者となるに至る。ラ シャロテー La Chalotai の論文「国家教育」Education nationale は一七六三年に公にされディドロ Diderot もホルヴェツィウス Helvetius も公民教育は国務の一つであると主張してゐる。しかし當時は国粹主義が教育界の支配的傾向となりつゝあつたので、ラ シャロテーも直接宗教を問題としたのではなく「国家よりも超自然界を受する教師達」を攻撃して「国家のために国家にのみ依存する教育を主張するので……子供は国家の手に依つて育てられるべきである」と述べてゐる。デュードー Dudos も「フランス人を教育すべし」と強調し、また実行的な行政官であつたローラン Rolland も彼の「Traité des études」において教育組織に関する見解を述べ、完全なる中央集権制による教育制度、即ち国家が教育を監督するための視学制度 (Bureau de Correspondence) 及び高等師範学校設立の要を説いてゐる。彼の目的としたところも国家精神を涵養するにあつた。革命の指導者達はむしろ教育家ではなく「教育の政治家達」であつてミラボー Mirabeau タレイヤン Talleyrand ンンドルヤ Condorcet 等は種々の改革案をもつて教育再編制、国家統一を試みたが変転窮まりない政変に妨げられ、何等まとまつた成果をあげ得なかつた。しかし革命の結果教育の普及と国家管理、義務教育と無償教育、学校設立権の国家専有の如き思想が高まり徐々に実施されるようになる。

1. Lavallée; Correspondance de Mme de Maintenon. Tom IV. p. 308. なお拙稿「十七世紀のフランス女性とサン・シール学校」(聖女干大論叢一)参照。
2. Leflon; Histoire de l'Eglise. Tome 20. p. 21.
3. Belloc; French Revolution. p. 233.
4. Henton; L'Histoire de l'Eglise. p. 580.
5. Mac Caffrey; History of the Church in the 19th Century. Vol. I. p. 32.
6. Concordat 1801 7/16H Consalvi, Spina, Caselli 教皇代理として
- Abbé Berthier, Crete, Joseph Bonapart ナポレオン代理として翻印
7. Payne; The History of Pedagogy. p. 345.

(3) ナポレオンと帝国大学

内政上の種々の試みと共に、教育を組織化し実施することもナポレオンに残された仕事の一つであつた。既に一八〇一年議会は教育の組織化を要求し、化学者であり且つ公民教育の最高指導者であつたジュールクロア Jourcroys は一八〇二年五月以来採用された左の如き提案をなした。即ち彼は教育の段階を左の四等級に分つた。

A 1、初等教育 各県に於いて組織され、その補助を受け、教師は市長、村長等地方当局によつて任命される。特別に統一された規定はなく私立小学校もゆるされた。

2、中等教育 これも県立または私立の企画であるが、政府の認可と地方当局の視学監督制度があつた。

3、Lycées 新設の教育機関で、純然たる国立校として管理者、教師等も政府によつて任命され、国家の補助を受ける。六四〇〇〇の奨学制度があつて、其の中二四〇〇〇は士官の子弟、他の四〇〇〇〇は中等学校からの優秀な生徒に与えられた。

リセーはもと各裁判管区 *Circonscription Judiciaire* に少くとも一校づつ設立されるのを原則としていたが、一八〇六年には二十九校のみ存在し、これに対して三七〇の県立中学校、三七七の私立中学校があつた。

中学校の学課内容は初等教育以上にフランス語、ラテン語、自然科学初歩が強調され、リセーは文学、科学の充
分なる教育を施す機関とされていた。

4. *Ecoles spéciales*

専門学校と訳してよいかと思うが、これは公民教育の最高学府で二種類に分けられる。

即ち *Ecoles publiques supérieures* 公立高等学校と *Ecoles d'application des services* 公立官吏学校とである。前者は大学として「充実せる学問」の場所であり、また文学美術等の進歩発展を目的とし、後者はその名称の示す如く、国家のために教養ある官吏を養成する学校である。

B 帝国大学 *L'Université impériale*

ナポレオンは右の諸教育制度に満足せず、更に彼の独裁的要求と合致する施設を設立した。

「人は幼時から教育されねばならぬ。民主主義者になり王党になり、カトリックにあるいは異教者なりに始めから教育せられなければ一国民として団結し得ない。また国政は常に定まらない基礎におかれ、絶えず交遷して行く」
「要は従来のイエズス会の如き段階づけられた教師の団体を組織することにある」とジュールクロワは再び新しい草案を起草した。これは二十回以上も修正を加えられた上、一八〇六年五月立法院によつて認められ、一八〇八年三月勅令となつて、こゝに帝国大学が設立されることとなつた。この勅令によれば、

- 1、帝国大学の一員にしてかつその卒業者にあらざる限り何人も学校を設立し、または公けに教授し得ない。
- 2、帝国大学以外には学校を開校し得ない。また開校に際してはその学長の許可を必要とする。

この勅令を見れば教育は特定の団体の手に専有され、すべての私立学校を廃止する目的であつたが、事実上それは不可能であつたから私立学校は大学の支配の下に許可され、なおそれは大学への入学者を得る道とされた。国立小学校は僅少であつたので大学は既に存在していた私立小学校を採用しこれに正式の許可を与えた(別表参照)。

かくの如く教育は国家統制下におかれ、中央集権的とはなつたが、その教課から宗教が排除され、あるいは聖職者、修道士の教職就任を禁止したわけではなく、その意味では政教分離の教育ではなかつた。後にみる如く、それは第三共和政治の時代に公立学校から宗教が全く排除せらるゝに至つて始めて完成される。帝国大学に属するすべての学校ではむしろカトリックの原理と君主への忠誠、かつ大学の教授団において定められた規定を基礎として教授する定めであつた。教員養成のため一八一〇年高等師範学校 *École normale supérieure* がパリに新設せられ、一七九五年に存在したのも復興された。

ナポレオンの理想としては帝国大学は自治団体ではあるが国家の一機関で、教師も生徒も半ば修道院的、半ば軍隊的な厳格な規律のもとに服し己が帝政を保持することが目的であつた。ナポレオンは教会が彼の教育機関に匹敵する学校を形成することが出来ない間は教会に代つて教育を管理すると豪語して、教皇ピオ七世に「貴下はローマの主君であるが、朕はシャルルマーニユの相続者であり、帝王である」と書き送つた。

なおナポレオンは新しい公教要理を編輯させ、天主の十誡中第四誡殊に君主への忠義の部を強調させ聖ナポレオンの祝日を教会暦に加え、八月十五日にこれを祝うよう命令等した。宗教も結局彼の地位を確保する手段に過ぎなかつた。また帝国大学長としては当時の僧尊党の指導者であつたフォンテーヌ Fontanes を、名譽総長としてはカサル Casal の司教 *le Stein Villaret* を任じて、大学議会の会員とし多くの司教司祭を選任し、かつ学校付の司祭をも任

命したが彼等は聖職者としての任務を果すよりむしろ官吏としての役割をなすために選ばれたのであつた。

大学の学部の上には大学院 *Institut* が設置され、各界の學者を集めて、より深い學問研究に当らせ、文學、科學、美術に關して常に活潑な學術活動を行なわしめた。即ち、それらの學術研究の成果を公けに發表させて外國の各種の學界によびかけ、國際的學術研究の交流を奨励した。

かくの如く教育をはじめすべての知的活動は政府の命令下に組織された団体の管掌下に托せられた。

但し帝國大学の所管は事實上中等、高等教育の分野に限られ、教育の対象も主に上流、中産階級の子弟にあり、女子教育、初等教育は果または私立学校の手に残されていた。また一八〇二年に設立された専門學校も大學組織外であつたためイェズス會等の修道会では小神學校の形式の下に中學校を経営したが、ナポレオンは國立學校に比肩するよるな私立學校をきざらう、一八一一年「大學封鎖令」*Le blocus Universitaire* を發し、これが全廢を試みた。かくの如き彈圧の努力にもかかわらず、帝國瓦解の際フランス国内には九千人の生徒を含む三十六のリセーと二万八千人の生徒を擁する三百六十八の國立學校に対し、一千二百五十五の私立學校が存在し、その生徒總数は四万人を超えていたのである。¹¹

8' Cambridge Modern History. Vol. K. p. 129.

9' 例へば聖心女子學院は一八〇七年ナポレオンがロシア戰役中オステロッド陣營で太鼓の上でフランス全土に開校する許可書に調印した。

10' Leflan; Histoire de L'Eglise "Correspondance de Napoleon." p. 237. "Je suis le successeur de Charlemagne vous êtes le souverain de Rome, mais je suis l'Empereur."

11' op. cit. p. 119.

別表 I 一八〇二年の学校制度

- (1) 初等教育 県立、市立、私立、^{〔国定許可の必要}
- (2) 中等教育 県立、市立、私立、^{〔県庁視学の下}
- (3) Lycées リセ 国立、各裁判所区域に一校
- (4) Ecoles Spéciales 高等公立専門学校 Ecoles publiques supérieures
高等官吏特殊学校 Ecoles d'application des services

別表 II 一八〇六—一〇年帝國大学制度

- (1) 中学校 地方庁
- (2) リセ 国立
- (3) 大学学部 神学、法律、医学、科学、文学（学位—学士、博士）
科学院 Académie des sciences（物理、化学、数学）
アカデミー・フランシーズ Académie Française（フランス語、フランス文学）
古典文学院 Académie des Inscriptions et des Belles Lettres（古代史、歴史、文学）
美術院 Académie des beaux arts（繪画、彫刻、建築）
- (4) 大学院 二十七の裁判管区を一つの学区として学区毎に
学長—委員会、視学官に補助される。
総長—皇帝の任免。

II カトリックの教育自由獲得

ナポレオンはイタリア戦役に於てミラノの司教達に左の如き宣言をなした。

「司教達をしてミサを捧げしめよ、人民は主権者である。もし宗教を希望するならば其の意志を尊重せよ、フランス人はイタリア人と本来仲よしである、フランス人も御身達と同じくカトリックである」と。フランスにおける教会の門戸は開かれ、一旦閉鎖された修道院も復興し、更に新しい修道会も設立されるようになった際、ナポレオンは特に活動的な修道会のみを復興を容認した。(但しイタリア戦役の折にベルナルド峠で非常に援助してくれたトラピスト修道会のみは純観想的ながらも例外とした¹³)。女子の修道会についても教育事業または慈善事業にたずさわるもののみをゆるしすべてが「博愛の姉妹会」の如く服装を一樣に着することを望んだ。このような制限があつたにも拘らず修道会の数は激増し、一八〇〇年から一八〇四年間に新しく設立された女子修道会のうち今日国際的に教育事業を行つてゐるもののみでも十を数えることが出来る。(例えば聖心会、サンモール会、キリスト教々育の会、聖クロチルド会等¹⁴)。しかしこれらの修道会の事業は黙々と種を蒔くことであつたので当時のフランスにあつてカトリック精神を復興し其の知的レベルを高めたのはむしろシャトーブリアン Chateaubriand、ボナル Donald の如き文学方面の人々に教育界に於ける宗教問題のために奮闘した人々はモンタランベール Montalambert、ラロルデル Lacordaire、ラムネ Lamennais などであつた。

12. "Adresse au clergé de Milan" Journal de Paris 14 Messidor an VII.

13. ナポレオンは第二イタリア戦役に際しはアルプス山を越えた時、昔から有名なベルナルド峠にあつたトラピスト修道院で二、三時間の休息をする事が出来た。Girof; Histoire de France, Vol. VII. p. 18.

14. 1800 Dames de Sacre Cœur, Dames de Ste Clotilde, Veuveines Adoratrices, 1802, Sœurs de la doctrine

Chrétiennes, Soeurs de l'Education Chrétienne, Soeurs de Saint Maur, Soeurs de St. Joseph de Cluny.
 Filles de Marie Immaculée.

15. Chateaubriand, de Maistre, Bonald 等 "Les Pères de l'Eglise de France" 等が述べられた。

(4) カトリック自由党

(A) 一八一四年の王政復興と共にカトリック教は再びフランスの国教となり大学の専制的管理は緩和され、宗教が教育の基礎とせられるようになった。新しい教育委員会が組織され大学審査委員の中に司教も数えられ、また初等教育も大幅に彼等の手にまかせられ、中学校を開設することも自由となつた。しかし政府の目的としたものはガリカン教会であつて、ナポレオンが主張したオルガニック四條¹⁶は神学校でも教えなければならなかつたし、神学生の數も二万人と限定され、文学、哲学の学位を得るためには大学に二年間在学する必要があつた。

ルイ十八世はカトリック教勢の優位をみとめ己が地位を確立する為にこれに依拠せんとした。王政復興とともに外国に難をさけていた貴族、高位聖職者も多数帰国した。革命を利用した中産階級の人々はこれを見てアンシャン・レジームが再び復活さるゝ如く感じ、対立的態度を取るに至り、シャル十世(一八二四—一三〇)の治世下にルソー Rousseau, ヴォルテール Voltaire の崇拜者達は再び抬頭して革命前の文学が大学生の間に流行するに至つた。

マルティニャック Martignac 内閣の時に(一八一八)、中等教育が教会の手から奪われようとしたが司教達の反対に抗し得なかつた。但しイエズス会員は教職から斥けられた。

(B) 一八三〇年の革命は大革命と同様な反宗教的精神にみざり、カトリック教は大多数の宗教と認められたに拘らず国教としては廃せられるに至つた。

革命の反僧侶的雰囲気は強く、僧衣を着するものは侮辱され、大司教館、また一、三の教会等は破壊され、神学生

に与えられていた補助金等は中止された。かつ教皇使節は不必要なりとして単なる事務所に変更された。政府のこの反カトリック的態度に対して一部の信者は党を結成し単に自己防衛をなすに止らず、政治的行動を行なうに至つた。「自由派」Parti Libéralと自称した青年カトリック党は既に其の機関紙「未來」L'Avenirを通じて活潑な行動を開始していた。以下にはその教育界に対する行動のみを記すこととする。

カトリック党は一八三〇年に發布された法律の中に規定された教育の自由を認める一條に基づいてこれが実施を要求した。¹⁷

16、(1)政府が教会を維持する事、(2)政府が聖職者を任命し、教皇はこの任命者に聖職権を与える事、(3)新設の教区を認める事、(4)公の礼拝の認可を与える事。

17、大学の開校専有権に対して一八三〇年に發布された法律の補足中に「教育の自由を速かに与える」約束の個條があつた。O'Liphant; Memoire of Count Montalembert. Vol. I. p. 150.

(2) ギゾー Guizot の法律と初等教育の自由

一八三一年五月自由派の最も活動的分子の指導者であつたモンタランベル Montalembert は其の友ラコルデル Lacordaire、ドクロー de Coux とともにナポレオン時代の大学令による開校に関する大学の専制権を無視してパリ

の真中に小学校を開いた。これは警察の手で直ちに閉鎖され、右三名は大学令違反の名の許に起訴された。モンタランベルは当時父を失いその相続人として上院議員となつた時であつたので訴訟は上院で行われることとなつた。上院で尊敬された父の喪中にあるこの二十一才の若者が弁護のために席に立つた時、衆人の心は哀憐に充たされ、その恐れない力強い弁護の言葉に非常に深い感銘を受けた。父の友人達は己が息子否、孫の出生をよろこぶ如

くこの第二のモンタランベールを拍手をもつてむかえた¹⁸。そのため大学令違犯として僅かの罰金を課せられたのみで事件は落着したが、教育に関する世論を喚起しカトリックに対する抑圧が世人の注目をひくに至つた。ギゾーは委員会を組織して初等教育の実情を調査せしめ、その結果あわれむべき情況が実証された。一八三二年はフランスにおいて初等教育制度が公けに実施される記念すべき年であるが同時にそれは同じ特権が聖職者にも与えられ、私立小学校の設立も認められ、かつ教職就任は公の免許状と同様私的長上の承認書によるも差支えないこととなり、カトリックにとつては初等教育の自由が獲得された年でもある。

18. O'Liphant; op. cit., Vol. I. p. 151.

(3) 「falloux法」と中等教育の自由

一八三六年にギゾーは同様な趣旨を中等教育にも及ぼそうとしたが不成功に終つた。一八四一年以降大学の専有権に対する烈しい戦が展開され、翌年フランスの五十六名の司教は一致してリセーにおける哲学が反宗教的であること指摘し、またモンタランベールは一八四三年「教育の自由におけるカトリックの義務」Le Devoir des Catholiques dans la question de la liberte d'enseignementと題する小論を刊行し、翌年宗教々の自由を獲得するために同志を糾合し「宇宙」L'Univers という機関紙上にその必要を宣伝した。彼にとつて幸であつたことは当時同紙の主筆が十九世紀のフランスにおける最も有名な文筆家ルイ・ヴィーヨー Louis Veuillot であつたことである。大学の専有権に対する激しい攻撃は大学側からもその機関紙を通じて応酬された。ここで当時大学の専有権とは何を意味しかつ何故にカトリックがこれに反対したかをみる必要がある。

フランスではナポレオンの大学制度建設以来学士の資格はすべてを意味した。即ち、それはあらゆる公職への鍵で

あり、学士号なくしては官吏、軍人、弁護士その他すべて紳士としての道は閉ざされていた。かつ一八三〇—一八四八年まで如何なる青年も公立のリセーを終えずして大学入学志願は許可されなかつた。例外として大学より特許された中学校の生徒もあつたが、それ等の学校においてもその教課目教科書等すべては大学の許可を必要とした。神学校のみは司教の管下にあつたが前記の如く神学生の数は制限されていたし課目は聖職者養成の目的によつて編まれていた。かつ神学校卒業生の少数のみが大学入学試験に志願を許可されていた。

しかし何故カトリックがリセーの教育に反対したかはモンタランベルが一八四三—四八年の間に上院でなした討論から見るのが最も明瞭である。

「リセーで行われる教育について如何に宗教心のある人々が恐れをなしてをるかを既に中上げた。それは全くの無宗教々育で一、二時間司祭によつてカトリック学生に与えられる教理は、全く宗教に無関心な周囲の雰圍氣の影響を排除するには無力である。私は父兄方の証明に訴える。大学が管理する中学校に学ぶ十人の学生を例にとると卒業に際してその中の一人でも眞のキリスト信者といえる者があるであらうか。さて宗教に關しては信仰のあると全く無宗教な人の二分野しかないということが私の意見である。」次にこれを立証する為に新教の牧師ド・ガスパラン *Gasparin* の言葉を引用して「公立中等学校においては宗教々育は全く存しない。いろ／＼の信仰を持つ生徒を教える学校のさげがたい欠点、また永久にのろわるべき姿は、宗教の教授を屢々最後の一時間にのみ追いやる必要に迫られる」と。モンタランベルは結論としていう「これが私自身の教育であつた。私は最もよき條件の下に教育をうけたが、今自分がまた凡ての学友が公立学校を卒業した時の心の状態を考えるとおの／＼かすにはいられない。我々はよき国民であつただらうか、それは判らないがたしかにキリスト信者ではなかつた。福音的な信仰のうすい影さえも心

に残つておらなかつたのはたしかである。「心ある勇しい精神にみなぎつた人々のみが輩出したこのフランスにおいて、我々カトリック信者のみが馬鹿で臆病であるのか。我々は庶子で、祖先の占めた地位から墮落して我々の理性を唯理論の前になげすめて大学に我々の良心を売り渡すことを承知すべきであるか。我々の名譽、自由を、教会の自由を憎み、その權利、教義に就いて全く無智盲目な法律家の手に売るべきであるか」¹⁹

この弁説は人々にカトリック党の勢力を認めしめた。フランス人は結局カトリックである。この党はあらゆる方面にわたつて同じ問題をひるむことのない熱烈さをもつて採り上げた。その目的は二方面に向けられ、上院内にあつてはあらゆる機会に議員の関心をこの点に向わしめ、院外にあつてはその信念を基調として世人をばげまし宣伝に つとめるにあつた。

カトリックは教育の自由を左の三つの原理の上に要求した。

- (1) 一八三一年の法律の保証
- (2) 眞の自由と平等の信念
- (3) 子弟の教育に関する両親の權利

この闘争の直接の反動として、政府内の反対党はイエズス会士をバリーにおける学校より追放した。ひるまないモンタランベールは双手をあげて「教会と教育の自由を要求する者に対して誰も早やヂェズイチスムの幽霊をかゝけることは出来ない」とよるこんで叫んだ。²⁰

一八四八年一月、議会において行われたスピスの自由に就いてのモンタランベールの弁説は衆人の共感を喚起した。政府は彼の要求を無視したが一八五〇年 Falloux 首相の下に (バリーウ Parieu が文部大臣であつた時)

中等教育の自由が与えられた。

この一八五〇年に発布された「フェール法」は修道会がカトリック主義に従つて中等教育をなすことを許可し、大
学入学試験のためにリセーの卒業証書が必要とせず、私立学校開校のために大学の許可も必要とされぬことを規定し
ていた。しかし政府の要求に応じた条件を具備する事、開校を公布することを必要とした。地方当局はその公立学校
に聖職者、修道者を俗人と同じく採用することが出来た。

16' op. cit. Vol. II. p. 97.

20' "No one can now raise the phantom of Jesuitism in the face of those who demand the freedom of the
Church and of Education".

(4) マクマオン MacMahon と高等教育

普仏戦争後の議会は宗教に対して好意的でありモン・マルトル Mont Martres の教会を建立、従来廃されていた祭
会の儀式中に国家の為に祈禱する事等の議案を通過せしめ、従軍司祭制度を復興し、文部省、厚生省等の官吏として
聖職者を採用した。

一八七五年マクマオン將軍 Marechal MacMahon の大統領在任中、高等教育を行なう権利が個人にも与えられ
たので、司教達は早速この権利を利用して五つのカトリック大学を設立した。即ち、パリ Paris, リール Lille, モン
ペリエ Montpellier, アンジエール Angers, リオン Lyons の各大学であり、それらはなお今日も現存している。之
等の大学は司教に依つて管理され、司教が大学高等委員として学長を任命する。但し大学学位は国立大学がこれを与
え、またその試験も国立大学が課することゝなつていた。

(5) フランスの公立学校に於ける宗教

一八七八年ガンベッタ Gambetta が政府の首席を占めるや「聖職者至上主義こそ敵なり」²²との標語をもつて反宗教政策を開始した。翌年（一八七九）文部省、厚生省より凡ての司祭、修道者は追放され、一八八〇年イエズス会士は其の教職を剥奪され、修道院経営の二百十六の学校は閉鎖され残余のものも政府の認可を要求された。

(a) 小 学 校

一八八二年の学校令は初等教育を無償義務教育と定め俗化した。俗化とは次の三つの事を意味した。

- (1) 学校それ自身の俗化。即ち其の目的、経営、管理等は非宗教的たる事。
- (2) 教科課程から宗教々理のみならず凡て宗教的なものを除外する事。
- (3) 教師の俗化。

但し国民の一般的感情を考慮して一週に一日、日曜日以外に適當なる日を定め、両親の希望に応じて宗教々理を学ぶ日となした。なお一八八七年の法令により、初聖体を受ける児童に対しては、その準備の爲其の式の前一週間クラスを欠席する認可を教師が與え得る事とされた。

しかしながら之等の法令は学校から宗教を排除する目的を有するもので、十字架等の聖像類は学校の教室内から取りはずされ、バリー学校区域内においては神の名さえも排撃され、教科書から神、摂理、創造王等の言葉が削除された。極端な場合には文学作品の中からもこれらの言葉が除去されるほどであつた。その好例としてラ・フォンテーヌ La Fontaine の次の句が示される。

「小さなお魚は神様が生命を下されば、大きくなる」“Petit poisson deviendra grand pourvu que Dieu lui prête vie”と云う文章が「小さなお魚はもし生命が與えられれば、大きくなる」“Pourvu que Ion lui prête vie”と變更された。

地方においては民衆の間に宗教的感情が深く根を下ろしていたので十字架類も学校内に残されたが、新設校にはこれらを用いないよう、地方行政官から通達された。結局一九〇七年にはいずれの学校内にもそれらを見ないこととなつた。

一八八二年の法令によつて小学校教員の資格は政府審査または試験委員会よりの免許状を有すべき事を定めたが、この法令はすべての教員の俗化を要求していた。男子の小学校教員については一八九一年迄にこれが実現されたが女教員の養成は困難であつたため一九〇六年頃までその俗化が実現されなかつた。一八九六年に既にセーヌ区域の師範学校教頭デュヴィナ Devina は次の如く宣言してゐる。「一八八二年以来の公立学校は殆ど無神論的學校と称しても誇張ではない」と。

一八八六年、果知事、市長、或は視学官は衛生上又は道德上の理由により如何なる私立小学校の開校をも禁ずる權利が與えられた。一八八八年の法令は²⁵地方庁に対して如何なる私立学校の補助をも禁じ、単に貧窮児童に対する個人的補助のみを許可した。

一九〇四年、コンブ Emile Combes 内閣は修道会が如何なる制度、如何なる階級の教育にもたずさわる事を禁じた。但しアルサス、ローレーヌ州においては従来からリボーヴィル会のスール Soeurs de Ribeauville がすべての小学校を経営し、両親よりの厚い尊敬を受けていた為ドイツ領となつた時でさえビスマークもこれを変更し得ず、今

日迄もその状態がつゞけられている。右両州は一九二四年に仏領となつたが、エリオ内閣は一九〇四年の学校令をこゝにも適用せんとしたため、かえつて内閣の危機を來たし、今次大戦後もこの自由を擁護する為には自治州として獨立せんと迄主張した程その宗教心は旺盛であつた。

(6) リセー及び中学校

中等学校においては宗教の課外教授が試みられ、学校付司祭が放課後に宗教を教授する許可を得、またある学校内には聖堂もあり、こゝで宗教儀式を行なう事も出来たが、一九〇八年に至つて中等教育協議委員会に於いて新なる司祭の任命を阻み、現職司祭の死去又は退職の場合にも後任者を任命せぬことと定めた。これはこの制度の弾圧を意味するものであつた。

(6) 師範学校と女学校

一八八二年の学校令はあらゆる公立校の俗化を計つた結果、之等の公立校俗人教員養成の必要に迫られ、かつ政府は教員の俸給支払、師範学校の設立等の責務を負うこととなつた。サン・クルー St. Cloud とフォンタナー Fontenay-aux-Roses(Seine)には高等師範学校が開校されたが首相デュリュイ Duryy は公立女子中等学校の計画をなし、一八八一年には中産階級の女子のために中等学校を設け、これ等の教員養成のためにセーヴル Severs に女子高等師範学校開設の法案を通過せしめた。

かくの如く第三共和国政府は廿世紀の始めに完全に教育上の政教分離を実施するに至つた。

22. Le Clericalisme, *voilà l'ennemi!*.

23. 一八八二年三月二十八日付学校令の一條に「凡ての教員は教員免許状を陪審院又は審査院より得る事」

III 二十世紀に於ける私立学校

(1) 学校経営修道会の追放

第三共和国政府が興えた「組合の自由」Liberté d'Associations に関する法律は個人が如何なる組合に組織することも出来る権利を保証したので私立学校はこの特権を利用したが、この法令は修道会を組合から除外した。(これが修道会等に適用される場合には例外法 (Loi d'exception) と呼ばれている。

一九〇四年コンブ Combs 内閣はこの例外法を發動して修道会経営の一六、九〇四校の中一四、四〇四校を閉鎖し爾來年毎に非俗化学校の閉鎖表が発表され、多くの場合閉鎖とともにその財産を没收し一九一〇年迄には俗化せぬ全ての修道会をフランスから追放するに至つた。²⁶

故に司教は俗人とカトリック教育をつゞけ、或る修道会は俗化してその教育事業を継続した。

一九〇七年の教育調査委員会 Commission d'Enseignement 統計によれば私立小学校における全学童一、六〇〇、〇〇〇の内一、〇〇〇、〇〇〇が教育を受けており、中学校の場合には一八九八年に官立学校八四、七四二に対して教会は九一、一四〇校を有していた。女子中等学校は一八八〇年には百四校の公立校に僅か八、三〇〇名があつたのみであるが一九〇六年には百十七校に三二、五〇〇名の生徒が教育されている。²⁷

大学については一八八二年まで官立大学の神学講座五を設けていたが、教会はその学位に対して何等教会的価値を認めなかつた。一八七五—一九〇七年の間には、パリーのカトリック大学が神学及びスコラ哲学の学位を興えた。

(2) 第一世界大戦とD・R・A・C

世界大戦勃発と共に祖国の危機に直面したフランス国内の各党は一致して「聖なる同盟」L'Union Sacréeを宣言し暫時内争を止めた。宗教団体はこの機会を利用して帰国し、また国内においては俗化することによつて踏みとどまっていた修道会がその修道生活を再開した。大戦後社会党が勢力を得てブルーム Blum 内閣が成立した時「例外法」が再び修道会に対して適用されようとしたので、ベネチクト会修士ドム・モロー Dom Moreau はドラツク Drac (Droits des Religieux Anciens Combattants 旧兵士たりし修道者の権利)と称する団体を組織した。その主張は兵士として祖国のために命を賭して戦つた修道士がフランスの市民として何故に他の市民に與えられる自由を拒否されるかというにあり、「例外法」をうけ入れる事をこぼんだのである。また戦後フランスに復歸したアルサス、ローレーヌ兩州も、教育の自由が得られないならばフランスに属するよりもむしろ自治州として獨立することを仏政府にせまり、一八〇二年のコンコルダートによつて與えられたすべての特権をも要求した。前後を通じてこれらのカトリックの確固たる態度の前には遂に政府も「例外法」の実施を中止するのやむなきに至つたのである。

(3) 現 状

事実上フランス人口四千万の中三千万はカトリックであり国民の大多数は教育の自由を望んでいる。社会党、共產党、改進黨の少数党のみが宗教的教育に反対しているので、他の政治的分野において意見を異にするカトリック各黨も教育の点においては全く一致し、カトリックの私立学校保持のために偉大な犠牲を払つてゐる。このため、戦前には教会は二兆五千億フランの巨額にのぼる学校維持の献金を寄附したが、第二世界大戦後は經濟的に非常な困難に直面してゐる。

一九四〇年ヴィシー政府は「例外法」を廃止した。あたかも此の頃ナチ政権がドイツにおいてその勢力をふるつたばかりでなく、フランスの青年もナチ化される恐れがあつたので司教達はペタン *Maréchal Pétain* 將軍に対して自由教育の保護を出願したのである。しかるに一九四四年ド・ゴール *De Gaulle* が政権を掌握するようになるとヴィシー政府の定めた事を殆ど全部くつがえしたが、「例外法」廃止だけは賛成投票を行つたのみならず、私立学校補助金についても議会へその要求が提出された。その当時においてはカトリック黨に反対する社会黨の勢力が強く補助金の問題は通過しなかつたが、一九五一年カトリック民主黨が多数を占め私立学校補助と奨学金が票決された。その結果「ブレンヴァン・マリー *Pleven-Marie*」と「ランジエ・バラキム法 *Loi Barrangé Barrachin*」により地方庁は私立学校の生徒に対しても公立学校の生徒と同じく奨学金を與え、また私立学校の教師にも俸給を支給することが可能になつた。²⁸ 現在カトリック私立学校は公立学校と同じくすべて教育を實行することが出来る。(但し学位または免許状を得るためには国立学校の試験を通過する必要がある)。高等教育は男女の別なく女子も学位を得るため男子と同じくラテン語、数学、化学を学ばねばならない。²⁹

かくしてモンクランベール達によつて始められたカトリック教育の自由は今日漸く獲得されたのである。

26. 一九〇四年七月七日発令「フランスに於ける如何なる種類の教育も修道会が実施する事を禁ず」

27. *International Encyclop. edita.* XI. p. 138.

28. *Lois Pleven Marie, 1951年9月21日. Barrangé Barrachin, 1951年9月28日. Documentation Catholique, No.*

51-1715, No. 51-1140.

29. 二十世紀殊に第一世界大戦後の事項は实地見聞と聖心女子大学教授 *Mother de Suyrot* の講義より得たところが多い。